第83号議案

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年12月3日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に 関する法律による道路法の一部改正に伴い、自転車駐車場に設ける標識の表示事項を 定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例(昭和63年芦屋市条例第29 号)の一部を次のように改正する。

第3条の2の次に次の1条を加える。

(駐車場の利用に関する標識)

- 第3条の3 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の3の規定により駐車場に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。
 - (1) 使用料の額
 - (2) 業務時間
 - (3) 使用料の徴収方法
 - (4) その他駐車場の利用に関し必要と認められる事項
- 2 前項の標識は、駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

第15条第3項中「第3条の2第3項,第4条」を「第3条の2第3項,第3条の3第1項,第4条」に、「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と」を「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第3条の3第1項中「使用料」とあるのは「利用料金」と」に改める。

第16条の見出しを「(補則)」に改める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

参 照 1

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備 に関する法律による道路法の一部改正に伴い、自転車駐車場に設ける標識の表示事 項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 自転車駐車場に設ける標識は、次の事項を明示したものとし、自転車駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

(第3条の3関係)

- ア 使用料の額
- イ 業務時間
- ウ 使用料の徴収方法
- エ その他自転車駐車場の利用に関し必要と認められる事項
- (2) その他規定の整理
- 3 施行期日

平成25年4月1日

参 照 2

道路法抜粋

(自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等の表示)

第24条の3 道路管理者は、前条第1項の規定により駐車料金を徴収する自動車駐車場又は自転車駐車場について、条例(国道にあつては、国土交通省令)で定めるところにより、駐車料金、駐車することができる時間その他自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。